

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

■対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の個人住民税所得割の納税義務者

■減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

例) 納税者、控除対象配偶者、扶養の子供2人の場合
1万円(本人) + 3人 × 1万円 = 4万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

■個人住民税の徴収方法（令和6年度分）

※定額減税の対象となる方

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月に均されます。



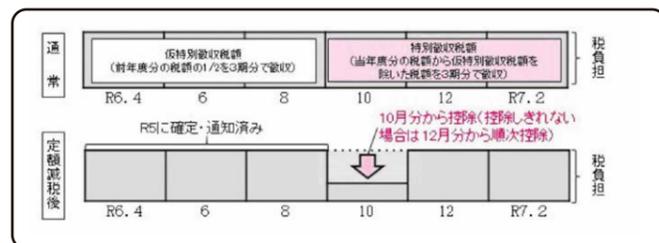
② 普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



■その他

- 減税額は、納税通知書において記載があります。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。対象となる方には令和6年夏以降に申請書を送付します。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

固税務課 課税担当 ☎内線134・135

児童手当制度について

児童手当等の支給について【令和6年9月分まで】

児童を養育している方の所得が表1の①未満の場合は児童手当（表2）を、所得が①以上②未満の場合は特例給付（児童1人あたり月額一律5千円）を支給します。

なお、所得が②以上の場合は、児童手当等は支給されません。その後に所得が②を下回った場合は、改めて申請が必要となります。

対象者や申請などの詳細は町のホームページをご覧ください。

表1

扶養人数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	年収目安	所得額	年収目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

表2

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満 ^{※1}	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 第3子以降 ^{※2} 15,000円
中学生	10,000円

- ※1: 3歳になった月まで
- ※2: 18歳の年度末までのお子さんから数えて3番目以降

現況届は原則不要です

次に該当する方のみ現況届の提出が必要です（6月中）。対象者には個別に通知します。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、町から提出の案内があった方（別居監護等）

制度改正について

令和6年10月分から、制度改正が予定されています。新たに対象となる方の申請方法など、詳細が決まりましたら広報、ホームページ等でお知らせします。

子育て支援課 子ども担当 ☎内線161

町・県民税の納税通知書（普通徴収分）の発送について

令和6年度町・県民税の納税通知書（普通徴収分）を、6月10日（月）に発送する予定です。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

なお、納税通知書の発送に伴い、同日から、令和6年度（令和5年分の所得）の「住民税決定証明書」「所得証明書」「非課税証明書」が、税務課窓口及びマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で発行可能となります。

固税務課 課税担当

☎内線134・135